

第5章 基本構想の推進(バリアフリー化の実現に向けて)

1. 推進方策

1.1 継続的な改善

本基本構想の策定後は、特定事業等を着実に実行していくため、5年を目途に取組を評価し、適宜、基本構想を見直してバリアフリー化の取組を継続的に改善していきます。

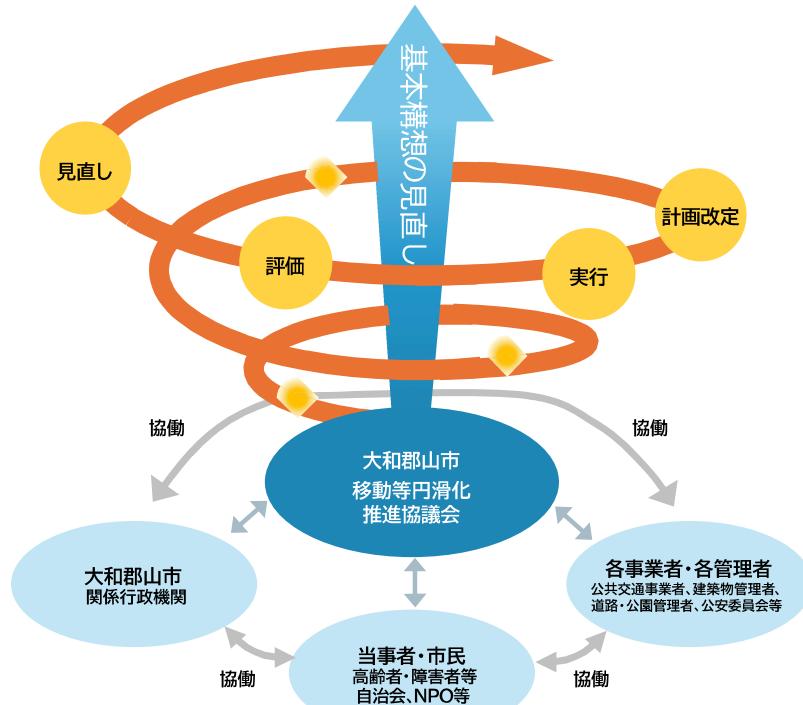
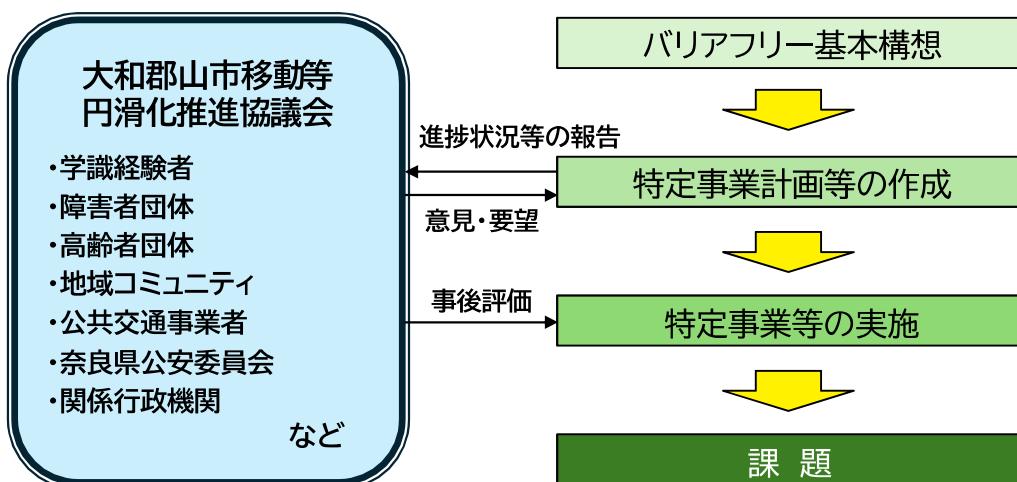


図 5-1. 基本構想策定後の進め方のイメージ

1.2 進行管理の体制

特定事業等の進捗状況や課題を確認・検証するため、障害者や高齢者等の当事者をはじめ、学識経験者、事業者、関係行政機関等で構成する「大和郡山市移動等円滑化推進協議会」を継続設置・運営します。



1.3 評価・検証の方法

特定事業等の評価・検証や基本構想の見直しは、当事者参画を基本とし、「大和郡山市移動等円滑化推進協議会」と連携して当事者と一緒にまち歩き点検などを通じた対話をを行い、取組の改善につなげていきます。

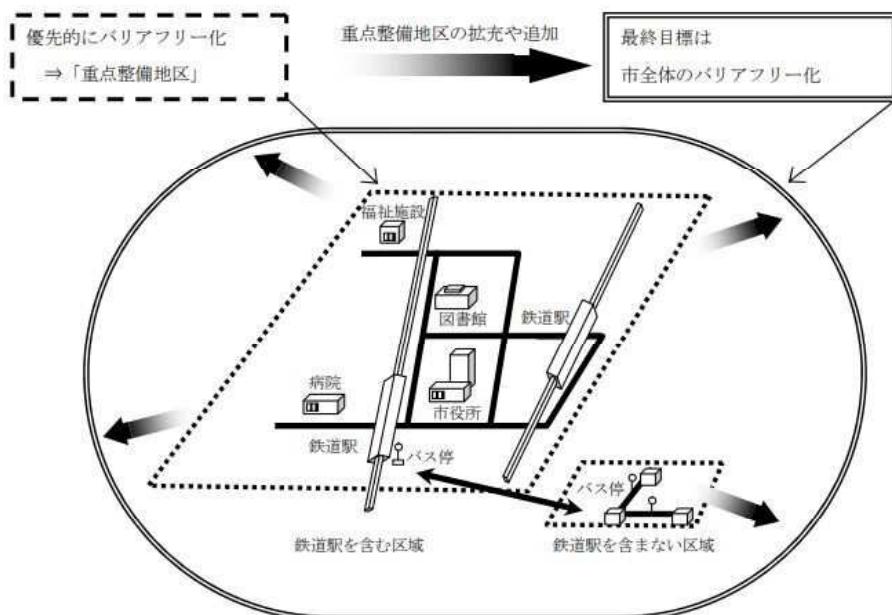
■当事者参画によるまち歩き点検と意見交換の実施例

本基本構想の策定にあたっては、新たに重点整備地区に位置付けた大和小泉駅周辺地区と平端駅周辺地区を対象とし、当事者参加のまち歩き点検および意見交換を行い、その結果を特定事業等に反映しました。

対象地区	大和小泉駅周辺地区	平端駅周辺地区
実施日	令和6年(2024年)10月28日	令和6年(2024年)11月15日
参加者	高齢者や障害者等の当事者、大和郡山市 まち歩き点検および意見交換	
方 法	 	
結果の整理	<p>地図等を用いて結果を整理</p> 	
意見等の反映	本基本構想の特定事業等に反映	

1.4 市全体でのバリアフリー化の推進

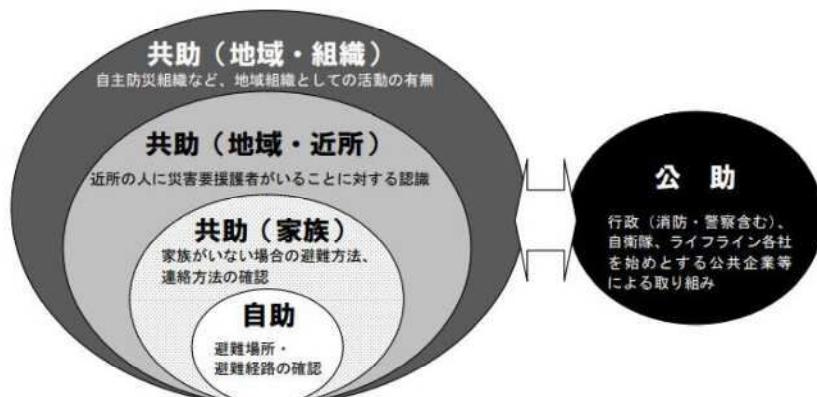
本基本構想で示したバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへと展開していくことも重要です。総合計画や都市計画マスタープランといった上位計画も含め、幅広い発想のもと、市のまちづくりを進めていきます。また、市民からの要望が多い箇所や緊急に対応が必要な事項については、適宜対応を行っています。



2. 関連施策との連携

2.1 災害時におけるバリアフリー

災害時のバリアフリーも、すべての市民の安全を確保するために非常に重要な課題です。本基本構想で定める施設のハード整備のほか、新たに示した教育啓発特定事業等によって心のバリアフリーの啓発を継続的に実施し、バリアフリーに対する理解を促進することで、災害時におけるバリアフリーを図っていきます。



* 防災対策の基本である「自助」、「共助」、「公助」が連携することで防災対策は効果を発揮します。これらの理念に基づき大和郡山市でも、自主防災組織の推進、災害時要援護者の避難支援計画に基づく情報の共有化を進めています。

【出典】「東日本大震災における視覚障害者の避難について(近畿大学・柳原 崇男)」をもとに加筆

2.2 持続可能な交通体系の構築

バリアフリー法では、主に施設や歩道のハード整備による移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。しかし、誰もが安全・安心に移動できるためには、多様な交通手段の確保も求められます。これまでも、なんらかのハンディにより通常の交通機関が使えない方のために提供される公共交通（スペシャルトランSPORT）として、施設送迎バスや、共助的なドア・ツー・ドアサービスといった移動手段の拡充が図られてきましたが、今後もこういったサービスの需要状況に注視しつつ、持続可能な交通体系の構築に向け、関係者と共に検討を行っていきます。

2.3 子育て世代のバリアフリー

小さな子どもを連れての歩道のない道路の移動は危険であることが指摘されています。さらに、マタニティマークの普及と理解、授乳スペースの確保、スーパー・や・レストランでの子どもに配慮したサービスの充実、子どもが安心して遊べる場所の確保、外出時の子連れへの手助けなどの需要があります。本基本構想に基づき道路や施設のバリアフリー化を進めていきますが、子育てしやすいまちづくりに向けて市民、民間事業者、行政等の多様な関係者が協働して多方面からの支援や取組を行うことが重要です。

2.4 観光バリアフリーの推進

本基本構想の対象者には、大和郡山市の来訪者も含まれています。JR・近鉄郡山駅周辺地区には、郡山城跡公園をはじめとした市を代表する観光施設や文化・歴史資源が点在し、多くの観光客が訪れています。だれもが安心して観光ができるよう、本基本構想に基づき施設のバリアフリー化を推進するとともに、例えば観光ボランティアガイド等による移動支援や移動弱者向けの観光ルートの提案等、観光振興や活性化に向けたまちづくりと一体となった観光バリアフリーの推進をめざしていきます。

大和郡山市バリアフリー基本構想

発行日 平成 24 年(2012 年)3 月

改定日 令和 7 年(2025 年)3 月

発 行 大 和 郡 山 市

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地4

TEL 0743-53-1151(代表) FAX 0743-53-1049